

# justax

## No.20

### NOV'95

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 税務相談における誤った助言と税理士の責任

税理士に対する損害賠償請求事件は激増していると伝えられますが、2,713万円を超す損害賠償請求が認められたという注目すべき事案をご紹介します（平成5年11月24日神戸地裁）（控訴中）。

◎原告X社は、不動産賃貸・ビル管理を行う株式会社であり、被告Y税理士は昭和35年から59年まで税務署に勤務した後、59年10月に登録して開業し、原告X社とは同年11月に顧問契約を結んでいます。

顧問契約の内容は『税務代理・税務書類の作成・税務相談及びそれらの業務に付随する財務書類の作成・会計帳簿の記帳代行』というものでした。

原告X社の社長甲が代表取締役を兼務している別会社A社は、業績不振で毎年多額の欠損を生じ、X社からの資金援助で漸く営業を継続しているという有様でした。甲自身は、70歳という高齢に達したこともあって、この際両社を解散して引退しようと考え、X社の不動産を処分しこの譲渡益とA社に対する貸金債権の貸倒損失とを相殺できるか否かの税務相談をしたところ、Y税理士は別会社を解散すれば可能であると教示しました。なお、Yは別会社A社とも顧問契約を結んでいます。

◎A社は、昭和60年10月20日解散を決議し、原告X社から債務免除を受けて翌年5月清算を結了し、同年6月登記。原告X社はA社への貸倒損失を損金算入した結果、61年度は赤字決算となり、青色欠損金6,682万円余を計上しました。この繰越欠損金は本来ならば翌事業年度に損金算入できるのですが、昭和61年の改正措置法66条の13により、直近1年間の欠損金に限り損金算入停止となっていたものです。

◎原告X社は、翌62年3月3日不動産を売却しましたが、この譲渡益1億3,949万円は上記の理由により相殺

できないので、特定資産買換えを検討していたところ、Y税理士から「P税務署と話し合いが付き、X社を解散すれば欠損金の損金算入が可能となったから、直ちにX社を解散するように」と教示を受け、62年11月18日解散の確定申告をしました（この間P市からQ市へ本店移転）。

その後昭和63年12月22日、P税務署とは見解を異にするQ税務署長から欠損金の損金算入を否認され同月28日修正申告をしましたが、X社はY税理士の教示を信頼して別会社を解散した結果損害を受けたとして、解散により節税できなかった金額と、税理士が留保金課税の計算を失念したことによる損失の金額との合計額27,466,752円の損害賠償を求めて提訴しました。

◎裁判所は、仮にP税務署の担当官からの誤った教示をY税理士が信じたとしても、税法の条文に照らしそのように解釈できず、Yの税理士としての義務を軽減するものではないと判示しました。そして、原告X社が希望していた節税を実現するためには、62年に買換特例を受けて翌63年まで利益を繰り延べ、63年に61年の欠損金を控除しなければならなかったものであり、**被告Y税理士の職歴及び税理士としての資格・経験等に鑑みると、法人税法及び租税特別措置法の規定に充分注意しておくべき職務上の義務があったと認め、**税務相談を内容とする税理士顧問契約上の債務の不履行により、27,130,452円の損害賠償を認めました。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)